令和６年度
中津川市ゼロカーボンシティ推進補助金
–手続きガイド–

受付期間：令和６年４月１日～令和７年３月２１日
※予算内での先着順となります。
受付場所：環境政策課窓口（中津川市役所水道分室内）

※工事着手前に申請が必要です。

中津川市では、「豊かな自然エネルギーを活かしたゼロカーボンシティ（脱炭素社会）の実現」を目指し、以下の地球温暖化対策設備等を設置（工事）または導入する方に対し、設置費用の一部を補助します。

■補助対象設備等■

①太陽光発電システム　　1kW 当たり 1 万円（上限４ｋW）。家庭用のみ。
②蓄電システム（蓄電池）　1kWh 当たり 1 万円（上限 10kWh）。家庭用のみ。
※新設もしくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系していること
③燃料電池システム（通称：エネファーム）　1 基につき 10 万円。家庭用のみ。
④V2H 充放電設備　　1 基につき 10 万円。家庭、法人。
⑤次世代自動車　　1 台につき 10 万円。個人、法人。
※電気自動車及びプラグインハイブリット自動車の場合は、太陽光発電システム又は V2H 充放電設備を既に導入している場合または同一年度に導入する場合に限る。
⑥小水力発電システム　　設置費用(税抜)の 1/3 以内の額(上限 15 万円)。個人、法人等。
⑦木質バイオマスストーブ　設置費用(税抜)の 1/3 以内の額(上限 5 万円)。家庭、法人等。

■補助対象者■

・中津川市税等の滞納のない者
・実績報告時に中津川市内に住所を有している者
・過去に同一設備への補助金の交付を受けていない者
・令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 20 日までの間に補助対象設備に係る工事着手から設備及び導入等を完了する者

※本ガイドは、⑥小水力発電システム以外に関する補助金の手続きガイドです。

【担当】
中津川市役所環境水道部環境政策課
電話　0573-66-1111（内線 541，542，543）

■補助要件■

補助対象設備	主な補助要件
①太陽光発電システム（家庭用）	・1kWあたりのシステム価格（税抜き）が30万円を超えないものであること。 ・発電出力が10kW未満であること（太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方）。 ・自らが居住する市内の個人住宅（別荘を除く。）に設置する者。 ・発電した電気が申請者本人の居住する住居の配電系統に接続され、宅内での消費がされること。 ・連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるシステムであること。 ・当該年度にシステムの設置が完了（電力会社との電力受給契約）すること。
②蓄電システム（家庭用）	・一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された定置用の蓄電システムであること。 ・同一年度の新設若しくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系していること。 ・自らが居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
③燃料電池システム（通称:エネファーム）（家庭用）	・一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録リストに登録されたシステムであること。 ・寒冷地仕様であること。 ・自らが居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
④Ｖ２Ｈ充放電設備	・一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象Ｖ２Ｈ充放電設備として登録された設備であること。 ・自らが居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。 ・市内に１年以上本社、支社、支店、営業所等を置いている建物に、所有者の同意を得て設置する法人。
⑤次世代自動車	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両に登録された車両であること。 ・各年度の４月１日以降に当該次世代自動車を新車登録し、自動車検査証の使用の本拠の位置が「中津川市」であること。 ・初年度登録時点で、市内に住宅を所有し、かつ、当該自動車の自動車検査証に使用者及び所有者として記載された個人。 ・初年度登録時点で、市内に一年以上本社・支社・支店・営業

	所等を置き、かつ、当該自動車の自動車検査証に使用者及び所有者として記載された法人であること。 ・補助金交付後６年間は、補助金受給者により市内で使用、管理されていることが確認でき、かつ毎年度末時点での走行距離を市に報告できること。 ・電気自動車及びプラグインハイブリット自動車については、太陽光発電システム（１kW）または V2H 充放電設備と同一年度内に導入するか既に導入している場合に限る。
⑥小水力発電システム	・水の落差と流量を利用して発電するシステムで、市内に設置するものであること。 ・発電出力が、200ｋｗ未満であること。 ・関係する地域において説明会を行うとともに、書面により地域からの同意が得られていること。
⑦木質バイオマスストーブ	・薪または木質ペレットを燃料とする暖房機であること。 ・消防法や建築基準法等の関連法規に従った施工により設置されていること。 ・自ら居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。 ・市内に１年以上本社、支社、支店、営業所等を置いている建物に、所有者の同意を得て設置する法人。 ・市内に設置する市内の自治会。

※リース品・使用済み品は補助対象外です。

■手続きの流れ■

事業の着工（着手）前に申請が必要です。市から交付決定通知書を受け取ったのちに、工事（導入）が可能です。

予算枠に達した時点で、補助制度受付終了となります。

1．事業者等との見積または契約

↓

2．補助金交付申請書の提出

↓

3．交付決定通知書の送付

↓

4．工事着工及び完了・引き渡し

↓

5．実績報告書の提出

↓

6．市職員による現地確認、審査

↓

7．補助金の確定通知

↓

8．補助金交付請求書の提出

↓

9．補助金の振込手続き

2～3週間程度

1ヶ月半～2ヶ月程度

補助金の**交付申請**に必要な書類

（1） 交付申請書（様式第３号）
（2） 設備等設置・導入計画書（様式第４号）
（3） 建物等の所在を示した地図
（4） 契約書の写し
（5） 設備の仕様・能力を示した資料・カタログ
（6） 工事を伴う場合は、施工内容を示した図面
（7） 誓約書（様式第５号）
（8） その他市長が必要と認めたもの

完了日から３０日以内または事業年度の３月２０日のいずれか早い日までに実績報告をしてください。
（※R６年度は、３月２１日までに報告）

補助金の**実績報告**に必要な書類**（共通）**

（1）実績報告書（様式第１０号）
（2）設置・導入実績書（様式第１１号）
（3）領収書と内訳書の写し
（4）設備の配置図、配電図等の図面、写真
（5）市税完納証明書
（転入等で中津川市の完納証明書が取れない場合は住民票）
※完納証明の日付は、実績報告日以前の３か月以内のものとする。
（6） 申請者が法人の場合は登記事項証明書
※ **そのほか　事業毎に必要な書類があります。**

※補助金の交付決定通知後に、事業内容を変更又は中止するときは、変更・中止申請書を提出し、承認を受ける必要があります。変更内容が補助要件に該当しない場合は、交付決定が取消しとなる場合があります。

■実績報告に必要な個別資料■

実績報告に必要な書類（共通）とともに、次の個別資料を揃えて提出すること。

補助対象設備	提出書類
①太陽光発電システム	ア）設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できる書類） イ）太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したもの ウ）太陽電池モジュールの合計出力が 10ｋW 以上の場合は、パワーコンディショナの出力を示す書類 エ）発電設備が連系されたことを示す書類の写し オ）設置状況を示す写真（モジュール、電力メーター、パワーコンディショナ及びモニターシステムを含む）
②蓄電システム	ア）設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できる書類） イ）発電した電気が蓄電され、住宅において自家消費されるシステムであることが確認できる書類 ウ）接地面及び壁面への固定が確認できる書類 エ）設置状況を示す写真（蓄電池本体、型式及び製造番号が確認できる銘板等）
③燃料電池システム	ア）設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できる書類） イ）寒冷地仕様であることが確認できる書類 ウ）設置状況を示す写真（燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、型式及び製造番号が確認できる銘板等）
④Ｖ２Ｈ充放電設備	ア）設備の保証書の写し（保証の開始日が確認できる書類） イ）既に保有する電気自動車等の概要が分かる書類（電気自動車等に積載された蓄電池等の容量が確認できる書類を含む） ウ）設置状況を示す写真（型式及び製造番号が確認できる銘板、本体と次世代自動車とが接続されていると確認できることが分かる写真）
⑤次世代自動車	ア）導入車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し イ）自動車保管場所証明書の写し（軽自動車においては、保管場所の位置を示す地図等） ウ）導入車両の写真（車体本体、ナンバープレート、検査標章・車検ステッカー、V2H 充放電設備と導入車両とが接続されている写真） エ）太陽光発電システムを設置している場合は、発電した電気

	を優先的に次世代自動車へ蓄電するための配電工事を行ったことが分かる書類等。
⑥小水力発電システム	ア）設置工事等に伴う最終的な設計書及び積算書 イ）設置工事等に関する工事写真及び完成検査写真 ウ）設置工事等に関する完成図面
⑦木質バイオマスストーブ	ア）保証書の写し（保証の開始日が確認できる書類） イ）設置状況を示す写真（新品であることがわかること、耐火施工の状況が分かる写真であること）

※その他詳しくは、「中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付要綱」あるいは「中津川市公式ホームページ」にて確認してください。

中津川市環境政策課　0573-66-1111（内線 541，542，543）
中津川市公式ホームページ　http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/
トップページの便利なサービス「申請書ダウンロード」⇒「環境保全」⇒「中津川市ゼロカーボンシティ推進補助制度」

HP　QR コード